

災害等非常時における飲用水の安全性の確認方法について

1. 検討の目的

地震等の大規模災害の発生により、水道施設が損傷した場合、水道からの給水が継続できなくなる。災害時に断水した場合、飲料水や調理に用いる水は給水車や応援物資によることが可能であるが、洗面、食器洗い、入浴、洗濯、水洗便所等の用途に用いる水については、災害用の井戸や、簡易な水処理装置等によって供給された水を使用せざるを得ない。

災害時に利用される水について、その安全性を確認する方法について、検討するものである。

2. 検討方法

日本水道協会は、平成 24 年 3 月に「震災等の非常時における水質試験方法（上水試験方法一別冊）」（以下「非常時試験方法」）をとりまとめている。

非常時試験方法は、東日本大震災の発生を踏まえて、水質試験の機器機材が不十分な状況においても水道水等の飲料水の安全性を保証すべきと言う観点に立ってとりまとめられたものである。

非常時試験法は、飲料水を、ボトル水、水道水由来、井戸水等由来に分類して、測定項目、判断基準、試験方法等を取りまとめたものであり、これを基本として、関係者に周知すべき事項を整理するものとする。

3. 検討方針

- ・非常時試験法のうち、水道水由来飲料水及び井戸水等由来飲料水について、検討する。
- ・測定項目及び判断基準を整理する。試験法については、新たな検討は行わない。
- ・井戸水等由来飲料水については、水源の状況等水源の選択に当たって留意すべき事項を整理する。
- ・水道水由来飲料水については、元の水道水との違いを確認する方法の妥当性を検証する。